

# 電気料金種別定義書

【低圧動力プラン】

株式会社TOSMO

## 目次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| I. 総則 .....           | 3 |
| 1. 適用 .....           | 3 |
| 2. 実施期日 .....         | 3 |
| 3. 定義 .....           | 3 |
| II. 契約種別および電気料金 ..... | 4 |
| 4. 契約種別 .....         | 3 |
| 5. 低圧動力プラン .....      | 3 |
| 6. 電気料金 .....         | 4 |
| III. 契約の変更 .....      | 4 |
| 7. 契約電力の変更.....       | 5 |
| 8. 本定義書の変更および廃止 ..... | 5 |
| 別表 .....              | 6 |
| 1. 電気料金 .....         | 6 |
| 2. 燃料費調整 .....        | 6 |

# I 総則

## 1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【低圧動力プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

## 2. 実施期日

「本定義書」は、2017年10月23日より実施し、申し込みされ、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

## 3. 定義

- (1) 夏季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

## II. 契約種別および電気料金

### 4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

| 需要区分 | 提供エリア   | 契約種別         |
|------|---------|--------------|
| 電力需要 | 北海道電力管内 | 低圧動力プラン（北海道） |
|      | 東北電力管内  | 低圧動力プラン（東北）  |
|      | 東京電力管内  | 低圧動力プラン（東京）  |
|      | 中部電力管内  | 低圧動力プラン（中部）  |
|      | 北陸電力管内  | 低圧動力プラン（北陸）  |
|      | 関西電力管内  | 低圧動力プラン（関西）  |
|      | 中国電力管内  | 低圧動力プラン（中国）  |
|      | 四国電力管内  | 低圧動力プラン（四国）  |
|      | 九州電力管内  | 低圧動力プラン（九州）  |

### 5. 低圧動力プラン

#### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3 相3 線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50 ヘルツまたは60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2 線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。

#### (3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

## 6. 電気料金

- (1) 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。  
基本料金、従量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。

## III. 契約の変更

### 7. 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

### 8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

1月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

| エリア     | 基本料金<br>(契約容量1キロワットにつき) | 従量料金単価 (1キロワット時につき) |        |
|---------|-------------------------|---------------------|--------|
|         |                         | 夏季                  | その他季   |
| 北海道電力管内 | 700.00円                 | 23.00円              | 23.00円 |
| 東北電力管内  | 900.00円                 | 24.00円              | 22.00円 |
| 東京電力管内  | 900.00円                 | 19.50円              | 17.50円 |
| 中部電力管内  | 700.00円                 | 22.00円              | 20.00円 |
| 北陸電力管内  | 700.00円                 | 17.00円              | 15.00円 |
| 関西電力管内  | 700.00円                 | 17.00円              | 15.00円 |
| 中国電力管内  | 700.00円                 | 19.00円              | 17.00円 |
| 四国電力管内  | 700.00円                 | 19.00円              | 17.00円 |
| 九州電力管内  | 700.00円                 | 19.00円              | 17.00円 |

### 2. 燃料費調整

燃料費調整額は、該当する月におけるお客さまが契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等のものとします。ただし当社が供給する電気の一部に、旧一般電気事業者である小売電気事業者からの融通電源が含まれる場合、旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表する燃料費調整額と差異が生じます。

公表している燃料費調整額との差異については、お客さまのご要望に応じて当該燃料費調整額の根拠をすみやかに開示するものといたします。